

松山市災害廃棄物処理計画の令和4年度の改定について

1. 概要

- 平成30年3月に「松山市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和元年6月に、平成30年7月豪雨の経験を踏まえ、計画を一部修正しました。
- 令和3年度、「災害廃棄物の適正処理について」審議会に諮問し、3月23日付で答申を受けました。
- 審議会からの答申、令和2年7月豪雨での経験や最新の知見等を踏まえ、計画を改定しました。

2. 主な改定内容

(1) 答申書の内容を踏まえた修正

- 計画の総則部分に水害に関する記載を増やしたほか、水害時の事前準備について新たに記載したことに加え、災害廃棄物の発生量の推計を地震とは分けて検討するなど、答申書の水害への対応をより強化する旨の指摘を踏まえ修正
- 平時から庁内外の関係者との連携を深めておくことについて新たに記載するなど、答申書の平時の備えを強化する旨の指摘を踏まえ修正
- 発災直後の庁内外の関係者との連携に関する記載を増やすなど、答申書の初動対応をより強化する旨の指摘を踏まえ修正
- 災害時のごみの出し方や仮置場の利用方法等を平時から市民に啓発を行うことや、発災後、詳細な処理方針が決まるまでの間に予告広報を行うことについて新たに記載するなど、答申書の市民への周知・啓発に関する取り組みを強化する旨の指摘を踏まえ修正

(2) 経験を踏まえた修正

- 総合調整本部の設置要件を「災害対策本部の指示で設置」から「災害対策本部が設置された際に合わせて設置」に変更
- 民地や公共用地の災害廃棄物の処理に関する基本方針を新たに記載
- 仮置場の分類や分別例、必要面積の算出方法等の変更
- 補助金や廃棄物処理法の特例など、制度の活用について追記

以上